

福祉

児童手当現況届の申請を

児童手当を受けている方は、毎年6月中に「児童手当現況届」を提出しなければなりません。

この届は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するものです。該当者には、6月初めに個別にお知らせします。

※ この届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりしますのでご注意ください。

必要な添付書類

- 健康保険証の写しなど
請求者が被用者（サラリーマンなど）である場合に提出が必要です。（ただし、国民年金加入者又は年金未加入者は必要ありません）
- 前住所地の市区町村長が発行する児童手当所得証明書

松前町に平成19年1月1日に住所がなかった場合に提出が必要です。

○ この他に、必要に応じて書類を提出していただく場

合があります。

児童手当ごんなときには届出を

○ 児童が増えたとき

出生などの事由により支給対象となる児童が増えたときには、「児童手当額改定請求書」を提出してください。

○ 他の市区町村に転出するとき

松前町での児童手当の受給資格が消滅するため、松前町役場に「児童手当受給事由消滅届」を提出し、新住所地の市区町村役場に「児童手当認定請求書」を提出してください。

○ 受給者が同じ市区町村の中で住所が変わったとき又は養育している児童の住所が変わったとき
「住所変更届」を提出してください。

○ 受給者又は養育している児童の名前が変わったとき
「氏名変更届」を提出してください。

○ 受給者が公務員になったとき

公務員の場合は、勤務先から児童手当などが支給されることとなりますので、役場に「児童手当受給事由消滅届」を提出した後、勤務先に「児童手当認定請求書」を提出してください。

○ 特例給付の受給者が退職したとき

サラリーマンなどで、会社を辞めた場合には、所得制限により特例給付が受けられなくなります。

役場に「児童手当受給事由消滅届」を提出してください。

提出先・問い合わせ

役場福祉課児童福祉係

☎ 985-4114

介護保険

社会福祉法人による利用者負担軽減制度について

低所得で生計が困難な方は、一定の要件を満たす場合、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人により利用者負担が軽減される場合があります。その適用を受けるのは、社会福祉法人が運営主体となっている特別養護老人ホーム、訪問介護、通所介護、短期入所・生活介護などの各サービスです。

1 対象者の要件

- ① 本人及び世帯全員が町民税非課税であること。
- ② 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が一人増えるごとに50万円を

加算した額以下であること

③ 預貯金などの額が単身世帯で350万円、世帯員が一人増えるごとに100万円を加算した額以下であること

④ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと

⑤ 負担能力のある親族などに扶養されていないこと。

⑥ 介護保険料を滞納していないこと

2 減額割合

4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）

※ サービスを受けるときに「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」を提示すると、対象となる費用が減額され、自己負担が4分の3（老齢福祉年金受給者の方は2分の1）になります。

※ 平成17年度の税制改正の影響を受けた方は、年間収入要件が190万円（減額割合が8分の1）になる場合がありますのでお問い合わせください。

なお、現在認定されている方も、認定の有効期間が6月末日で切れますので再度申請してください。

問い合わせ

役場介護保険課介護保険係

☎ 985-4115

介護保険負担限度額認定などの申請について

介護保険施設（特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護療養型医療施設）に入所（入院）又は短期入所（介護予防サービスを含む）などをされている方は、居住費・滞在費・食費などが自己負担となります。住民基本台帳の世帯全員が町民税非課税の方や生活保護を受けている方は、居住費（滞在費）・食費の負担が軽減（通所系サービスは除く）されますので、申請してください。認定された場合の軽減額については利用者負担段階（収入額などによる区分）や居住（滞在）されている部屋の種類などにより異なります。なお、現在認定されている方も、認定の有効期間が6月末日で切れますので再度申請してください。

問い合わせ

役場介護保険課介護保険係

☎ 985-4115